

やまもと事務所 News No. 61

今回の menu

- I. 秋から年末にかけての各種情報 II. 助成金情報 III. 年末調整変更点
IV. 解体改修工事を請負う皆様へ V. インボイス制度

I. 令和3年秋から年末にかけての各種情報！

●最低賃金の変更

今年も10月から最低賃金が上がっています。来年も今年と同程度（28円前後）のアップが見込まれますので下回らないように対策をしましょう。（学生アルバイト、試用期間含めすべての方が対象です）例年のことですので昇給月を9～10月にするのもおすすめです！

地域別最低賃金額（時間単価）	10月1日から			
千葉県	953円	(+28円)	茨城県	879円 (+28円)



●協会けんぽ 被扶養者資格再確認

社会保険の被扶養者となっている方が、現在も扶養の条件を満たしているかの確認が例年この時期に行われています。協会けんぽから書類が届きましたら、扶養の範囲を満たしているかご確認いただき、書類の提出をお願いいたします。

提出期限：令和3年12月20日（月）

確認が必要な方：令和3年4月1日時点で18歳以上の方

扶養の条件：年収130万円未満 かつ 被保険者の年収の半分未満

※過去1年間の実績ではなく、今から1年間の見込みがどうであるかで判断します。

※別居の場合は、年収130万円未満で、被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないときに被扶養者となります。

**学生から社会人になったお子さん、パートから正社員になった配偶者の方など
手続きを忘れていませんか？**

●マイナンバーカードが健康保険証に

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるサービスが10月20日からはじまりました。事前の登録（マイナポータルまたはセブン銀行ATMで登録）が必要となりますが、これまで医療費が高額であった場合に申請をしていた「限度額適用認定証」が不要になるなど便利な機能があります。

現在使用できる医療機関は少ないですが、これから広がっていくものと思われます。
※これまでどおり、健康保険証も発行されます。



また、協会けんぽから直接、加入者の自宅に保険証が送付できるサービスもはじまっています。具体的な内容がわかりましたら、今後お知らせいたします。

II. 助成金情報



● 小学校休業等対応助成金

対象期間令和3年8月1日～令和3年12月31日について再開されています。

小学校等の臨時休業やコロナの症状等で欠席することの世話をするための有給休暇が対象です。

● 雇用調整助成金

令和3年12月分まで、令和3年5月からの内容での助成。令和4年1月から3月については11月中旬発表予定となっています。

● 両立支援等助成金

令和3年6月に育児介護休業法が改正され、令和4年にかけて段階的に随時施行されます。

新しく「産後パパ育休制度」（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）ができるほか男女とも仕事と育児を両立できるような制度が充実します。

男性が育児休業を取得し一定の条件を満たした場合に、この助成金が対象になる場合があります。

例）中小企業 男性の育休取得者1人目57万円（連続して5日以上取得）別途加算10万円制度あり

※ご興味がある方はお問合せください。

III. 年末調整今年度の変更点 大きな変更はありません。

● 押印義務の見直し

行政のデジタル化推進に伴い、年末調整で使用する扶養控除等申告書等の書類の氏名欄に従来あった「㊤」が令和3年分の様式から削除されています。

従業員の方に押印をしていただく必要はありません。

● 住宅ローン控除の特例の見直し

消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染対策により、住宅に対する税制上の支援措置として創設された「控除期間13年の特例措置」について、さらに期間延長がされることになりました。適用対象となるのは、以下の契約期限および入居期限を満たす場合となります。

契約期限

注文住宅：令和2年10月～令和3年9月

分譲住宅等：令和2年12月～令和3年11月



入居期限

令和3年1月1日～令和4年12月31日

※住宅ローン控除は、控除を受ける初年度は確定申告が必要となりますが、2年目以降は年末調整での適用となります。

IV. 解体・改修工事を請負う皆様へ ～石綿(アスベスト)関連規制が改正されました～

個人宅を含む建築物・工作物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事を行う前に実施する石綿事前調査結果の規制が強化されます。

令和3年4月～	令和4年4月～	令和5年10月～
事前調査の義務化 ★1	事前調査の結果等の届出義務 ★2	講習修了者による事前調査の義務化 ★3

★1 事前調査とは

解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修工事に係る部分の全ての材料について、石綿含有の有無の事前調査を行う必要があります。(平成18年9月1日以降に設置工事をしたことが書面により明らかな場合は調査不要です)

事前調査は、設計図書等の文書による調査と目視による調査の両方が必要で、調査の結果の記録を**3年間保存**することが義務となっています。



★2 令和4年4月以降に開始する工事から

一定規模以上の解体等工事の場合、石綿含有の有無の事前調査結果を労働基準監督署に電子システム『石綿事前調査結果報告システム』(令和4年4月1日までに公開予定)で報告することが義務になります。(スマホ届出可)

(複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて報告しなければなりません。)

令和4年4月以降に報告が必要な工事とは？

- ①解体部分の床面積が**80㎡以上の建築物**の解体工事(壁、柱、床を同時に撤去する工事)
- ②請負金額が**税込100万円以上の建築物の改修工事**
- ③請負金額が**税込100万円以上の対象工作物の解体・改修工事**(詳細はお問合せください)

★3 講習修了者とは

事前調査を行うことができる資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講・修了する必要があります。義務化はまだ先ですが、資格者等が事前調査を行うことが望ましいとされています。早目の対応をお勧めします。参考までに概略をご紹介します。(厚生労働省HPに登録講習機関情報あり)

資格の種類	講習内容
特定建築物石綿含有建材調査者	講義11時間・実地研修・筆記試験・口述試験
一般建築物石綿含有建材調査者	講義11時間・筆記試験
一戸建て等石綿含有建材調査者	講義7時間・筆記試験

V. インボイス制度

「インボイス制度」を見たり聞いたりしたことがありますか？簡単に言うと**令和5年10月1日**からはじまる新しい消費税制度です。これから皆様の身の回りで大きく影響がでてきます。やまと事務所ニュースでは今後何回かに分けて「インボイス制度」について連載していきます。

～ 連載 第1回～ インボイス制度について（概略）



- インボイスってなに？
適格請求書等のことを「インボイス」といいます。
- 適格請求書ってなに？
請求書、納品書、領収書等のことで、今までと違うところは「登録番号」の記載があることです。
- 登録番号ってなに？
「課税事業者」に発行される番号です。自動的に発行されませんので「適格請求書発行事業所の登録申請書」を税務署に提出しなければなりません。
- その番号はいつどこでもらうの？
令和3年10月1日から、事業所所在地管轄税務署で申請に伴い発行されます。
- うちは課税事業所なの？
前々年の課税売上高が1,000万円を超えていれば課税事業者です。
- 免税事業者はどうなるの？
免税事業者は「適格請求書発行事業所」になれないため登録番号は発行されません。
- 免税事業者はどうしたらいいの？
課税事業者登録を税務署へ申請し、消費税を納める事業者になれば登録番号は発行されます。但し、消費税を納税することとなります。

～事務所から～

今年の夏頃から、お客様アンケートを実施しております。お忙しいところご協力いただきました皆様、事務所一同、厚くお礼申し上げます。

いただきましたご回答につきましては現在集計中ですが、みなさまの貴重なご意見・ご要望をもとに、より一層お役に立てるようサービス向上に努めてまいります。今後もお気づきの点がございましたらお気軽にお声をお聞かせいただければ幸いです。

お気軽にお問合わせください！

社会保険労務士法人・行政書士 やまと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

<https://www.office-yama.jp>

info@office-yama.jp

